

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、(株)服部商会(所在地 福井県福井市)に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年4月22日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

| | | | | |
|-----|--------|-------|------------------|----------|
| 総務部 | 契約管理官 | 深澤 順麿 | Tel 025-370-6650 | (ダイヤルイン) |
| | 経理調達課長 | 池口 啓太 | Tel 025-370-6650 | (ダイヤルイン) |

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住 所 |
|-----------|------------------|
| (株) 服部商会 | 福井県福井市成和1丁目810番地 |

2. 指名停止措置期間：令和3年4月22日 ～ 令和3年5月21日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

福井県若狭町が発注した大気汚染測定局の新設工事を巡る官製談合事件において、令和3年2月3日、(株)服部商会の社員が贈賄の容疑で福井県警に逮捕された。

5. 措置理由

このことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第3号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

| 措 置 要 領 | 期 間 |
|--|---|
| 1、2 略 （贈賄） 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ. 代表役員等 ロ. 一般役員等 ハ. 使用人 4～16 略 | 逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上9カ月以内 2カ月以上6カ月以内 1カ月以上3カ月以内 |